

令和3年度 第5回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和3年9月2日（木）

1 開 会

2 議 題

(1) 参考人意見聴取

(2) その他

3 閉 会

令和3年度 第5回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和3年9月2日（水）

No.1 茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文 … P254

No.2 茨城県最低賃金改正決定記者発表資料 … P255

## 資料 No. 1

(号外第199号)

昭和 令 9 月 1 日

課、企画法 制課、人事 課、会計課、 国際課、公 文書監理 室、情報管 理室及び政 策立案参考 官以外の部 局又は機関	(略)	(略)	課、企画法 制課、人事 課、会計課、 国際課、公 文書監理 室、情報管 理室及び事 務総局に置 く参事官以 外の部局又 は機関	(略)	(略)
--	-----	-----	---	-----	-----

2 この決定による改正は、令和3年9月1日から効力を発生する。

秋田労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和3年9月1日  
秋田労働局長 上田 国士

第4号中「1時間861円」を「1時間889円」に改める。

秋田労働局長 藤浪 竜哉  
第4号中「1時間854円」を「1時間882円」に改める。

令和3年9月1日  
秋田労働局長 甲斐 三照

第4号中「1時間792円」を「1時間822円」に改める。

秋田労働局長 増田 順郎  
第4号中「1時間928円」を「1時間956円」に改める。

令和3年9月1日  
秋田労働局長 増田 順郎

第4号中「1時間928円」を「1時間956円」に改める。

秋田労働局長 増田 順郎  
第4号中「1時間830円」を「1時間858円」に改める。

令和3年9月1日  
秋田労働局長 増田 順郎

第4号中「1時間830円」を「1時間858円」に改める。

秋田労働局長 増田 順郎  
第4号中「1時間925円」を「1時間953円」に改める。

令和3年9月1日  
秋田労働局長 増田 順郎

第4号中「1時間925円」を「1時間953円」に改める。



茨城労働局発表  
令和3年9月1日(水)

担当	茨城労働局労働基準部賃金室	
	室長	荻野辰昭
	室長補佐	長岡昭広
	電話	029-224-6216

## 茨城県最低賃金は10月1日から時間額879円に —引上げ額は28円—

茨城労働局長は、令和3年10月1日から茨城県最低賃金を28円引上げ、時間額879円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

1. 茨城県最低賃金の改正については、本年7月5日、茨城労働局長（下角 圭司）から茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）に諮問を行いました。  
同審議会は、審議の結果、8月5日、現行の時間額851円を28円引き上げて（引上率3.29%）、879円に改正することが適当である旨の答申を行いました。  
これを受け茨城労働局長は、令和3年10月1日から茨城県最低賃金を28円引き上げ、時間額879円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。
2. 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
3. 今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。  
また、中小企業や小規模事業者における最低賃金の引上げに関連する各種助成金の活用や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています（※）。

※支援措置についての問合せ先

茨城労働局雇用環境・均等室 029-277-8294

(参考)

### 茨城県最低賃金の改正額及び対前年度引上率、引上額の推移

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金改定額	796円	822円	849円	851円	879円
対前年度引上率	3.24%	3.27%	3.28%	0.24%	3.29%
対前年度引上額	25円	26円	27円	2円	28円